

令和 6 年度 社会福祉法人に対する指導監査結果について

法人名	社会福祉法人 光慧福祉会 (法人番号5140005013441)
監査実施日	令和6年8月28日
文書による指摘事項の有無	有

文書による指摘内容	改善状況
1 光回線契約（光電話・インターネット）について、法人本部に隣接する理事の自宅分もあわせて契約し、一旦法人でまとめて費用を支払い、その後、理事の自宅使用分として、費用総額の約 1 割を、年度末に理事から法人に対し支払っている。 原則、法人とその他自然人等との契約を一括すべきではないため、契約内容を改めること。ただし、一括で契約することで法人が負担する利用料が減額される等、法人にとって利益が生じる場合は、その根拠を明確にしたうえで、法人理事会での審議を経て、両者間で覚書の作成等を行うこと。その場合、当該取引は、社会福祉法第 4 5 条の 1 6 第 4 項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 8 4 条に基づく理事と法人間の利益相反取引に該当するため、法令の定めるところにより、必要な手続きをとること。	改善済

令和7年3月25日現在